

兵庫県のサイクルツーリズム推進に向けた
淡路地域モデルルート推進協議会
規約

(名 称)

第1条 本協議会は、「兵庫県のサイクルツーリズム推進に向けた淡路地域モデルルート推進協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、淡路地域におけるサイクルツーリズムを推進するため、次の事項について検討や調整を行うとともに、関係者が連携した取組を行うことを目的とする。

(1) 地域を代表するモデルルート

(2) 他地域モデルルート及び近隣府県のサイクリングルートとの連携ルート

(3) モデルルートにおける取組内容

- ・ 走行環境整備 (安全対策、案内看板等)
- ・ 受入環境整備 (休憩所、サポート体制等)
- ・ 情報発信 (ルートマップ作成、ICTの活用等)
- ・ モデルルートの利活用

(4) 持続的な取組みを推進するための体制および役割分担

(5) 取組内容の検証および改善・拡充

(6) その他必要な事項

(委員)

第3条 協議会は、別紙の委員で構成する。

2 委員の追加・変更は、協議会の承認を得るものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長をおく。

2 会長は、洲本土木事務所長をもって充てる。

3 会長は、協議会を開催し会務を総括する。

4 会長が職務を遂行できない場合は、委員の中から会長が指名する者がその職務を代理する。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(事務局)

第6条 事務局は、兵庫県県土整備部土木局道路保全課並びに兵庫県淡路県民局洲本土木事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が事務局と協議し決める。

(附則)

1 本規約は、平成31年3月29日から施行する。

兵庫県のサイクルツーリズム推進に向けた
淡路地域モデルルート推進協議会 委員名簿

区分	所属	部 局	役 職
道路管理者	国土交通省	近畿地方整備局 兵庫国道事務所	所長
	兵庫県	県土整備部 土木局 道路保全課	課長
		県土整備部 土木局 道路企画課	課長
		淡路県民局 洲本土木事務所	所長
	洲本市	都市整備部	部長
	南あわじ市	産業建設部	部長
	淡路市	都市整備部	部長
交通安全	兵庫県警察	洲本警察署	署長
		南あわじ警察署	署長
		淡路警察署	署長
	交通安全協会	淡路地区交通安全協会連絡協議会	会長
観光	兵庫県	淡路県民局 県民交流室	参事
	洲本市	産業振興部	参事
	淡路市	産業振興部	部長
	(一社)淡路島観光協会		事務局長
交通	淡路交通(株)		運輸部長
	本四海峡バス		運輸部長
	(株)淡路ジェノバライン		安全統括管理者
利用者	淡路島自転車推進協議会		理事長